

蓮田市消防本部インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生の職業意識の向上を図り、消防行政及び防災業務についての理解を深めるため、蓮田市消防本部（以下「消防本部」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 インターンシップは、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校、その他これに準ずる学校等（以下「学校等」という。）に在籍する学生に就業体験の機会を提供し、消防業務に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、学校等に在籍する学生で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 蓮田市職員採用試験の募集職種（消防士）の受験を希望するかた
- (2) 日本国籍を有するかた
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないかた

(申込手続)

第4条 インターンシップにおける実習（以下「実習」という。）を希望する学生は、蓮田市消防本部インターンシップ申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に蓮田市消防本部インターンシップ誓約書（様式第2号。以下「誓約書」という。）を添えて、実習開始の前日までに蓮田市消防本部消防長（以下「消防長」という。）に提出しなければならない。

(受入決定)

第5条 消防長は、申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、受入れの可否を決定し、蓮田市消防本部インターンシップ実施決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、申込者に通知するものとする。

(実習期間および実習時間)

第6条 実習期間は、3日間とする。

2 実習時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(実習中における学生の服務等)

第7条 所定の実習に専念し、実習目的の達成に努めなければならない。

- 2 法令及び条例を遵守し、かつ指導監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指示に従わなければならない。
- 3 消防本部の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 4 病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導担当者にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかにその旨を連絡するものとする。

(守秘義務)

第8条 学生は、実習期間中に知り得た情報（災害現場情報、個人情報、通信指令に関わる情報等。）を外部に漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

2 実習期間中において画像・動画等の撮影をしてはならない。

(実習の中止)

第9条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

(1) 学生が第7条又は第8条の規定に従わないとき。

(2) 災害対応やその他の都合により実習を継続することが困難であるとき。

(実習中の事故に係る責任等)

第10条 学生は、実習中及びその往復途中の事故に備え、災害傷害保険および賠償責任保険（学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険、又はこれらと同等以上の補償内容のもの）に加入し、実習中の事故に関しては自らの責任において対応しなければならない。

2 故意又は過失により消防本部（庁舎、車両、消防資機材等）又は第三者に損害を与えたときは、学生は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、当該実習について疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

2 学生は、実習中の活動状況等について、蓮田市及び消防本部の広報媒体（報道機関への情報提供、公式ホームページ、SNS への掲載等）へ掲載・使用することをあらかじめ承諾するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。